

4 職員の休業に関する状況

(1) 配偶者同行休業取得者数

区分	男性	女性
配偶者同行休業取得者数	0人	0人

(2) 育児休業等取得者数

区分	男性	女性
育児休業取得者数	1人	7人
部分休業取得者数	0人	1人
育児短時間勤務取得者数	0人	0人

備考 休業期間が平成30年度に存する者の合計です。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限処分の状況

ア 休職の状況

理由	心身の故障のため、長期の休養を要する場合	刑事事件に関し起訴された場合	その他	計
対象者数	3人	0人	0人	3人

イ 職員の意に反する降任・免職の状況

理由 処分内容	勤務実績が良くない場合	心身の故障のため、職務遂行に支障がある場合	職に必要な適格性を欠く場合	廃職又は過員を生じた場合	計
降任	0人	0人	0人	0人	0人
免職	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 職員の懲戒処分の状況

区分	免職	停職	減給	戒告	計
法・服务等違反関係	0人	0人	0人	0人	0人
職務上義務違反関係	0人	0人	0人	1人	1人
一般非行関係	0人	0人	0人	0人	0人

6 職員の服務の状況

地方公務員法に定められた職員としての義務を周知徹底するため、新規採用職員研修、一般職員前期研修等において、服務制度に係る研修を実施しました。

また、随時、通知文書により服務規律の徹底を図っています。

7 職員の退職管理の状況

地方公務員法並びに豊山町職員の退職管理に関する条例及び規則に基づき、離職後2年間は、離職前5年間の職務に属するものに関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することを禁止しています。また、管理職等で離職した者については、離職後2年間は再就職先等を届け出るように義務付けています。